

公共工事及びコンサルタント業務に伴う前払金の請求方法の変更について

公共工事等に伴う前払金については、契約約款によりその用途を限定しております。

令和元年6月以降の公告案件から前払金の請求書とともに「前払金用途計画書(実績書)」を提出していただくこととしますので、よろしくお願いいたします。

建設工事契約約款 抜粋

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成31年4月1日から平成32年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成32年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

コンサルタント業務契約約款 抜粋

(前払金の使用等)

第35条 受注者は、前払金を業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(この業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

提出時期

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1 前払金用途計画書 | 前払金請求時に請求書とあわせて担当課へ提出 |
| 2 前払金用途実績書 | 精算時又は竣工図書提出時に担当課へ提出 |